

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

☞ 1日使って半年分の減価償却

Q: 年度途中で取得した資産の減価償却はどのようにすればよいですか。

A: 減価償却とは、建物や機械などの減価償却資産の投下資本を各事業年度へ費用配分する会計上の手続きをいいます。

年途中で資産を取得した場合には、原則として1年分の減価償却費を使用月数で按分します。

しかし、初年度の減価償却費を使用月数に関係なく半年分計上することができます。決算期末の駆け込み償却の場合には特に有利です。

これを税務上は「2分の1簡便償却」と呼んでいます。これができる資産は期中取得資産のうち次に掲げる資産です。

- ① 機械及び装置
- ② 車両及び運搬具
- ③ 工具
- ④ 器具及び備品
- ⑤ 工業所有権

なお、この「2分の1簡便償却」の適用には、(1)対象となる①から⑤までの資産の区分ごとに一括して適用し、(2)その採用する事業年度の確定申告書の提出期限までにその旨を税務署長に提出しなければなりません。

つまり、特例を受けた資産については、その中に11カ月分の償却ができる資産があっても半年分しか償却できないので注意が必要です。

上記(2)については、申告書に減価償却費の明細書を添付することで代用できます。

